

第1回 湖南省子ども・子育て未来会議次第

日 時 令和3年(2021年)7月30日(金)
午前10時～

場 所 湖南省役所東庁舎 大会議室(3階)

1. 開 会

・あいさつ

2. 委員・事務局紹介

3. 湖南省子ども・子育て未来会議について **【資料1】**

4. 議 事

1) 会長・副会長の選出

2) 子ども・子育て支援事業計画について **【資料2】**

3) 子育て応援サポートセンター及び

子ども家庭総合支援拠点について **【資料3】**

4) 認定こども園への移行について(岩根保育園) **【資料4】**

5) 民営化実施後の幼稚園・保育園について **【資料5】**

6) アンケート調査の実施について **【資料6】**

7) その他

5. 閉 会

湖南省子ども・子育て未来会議について

子育てを取り巻く現状と課題

社会を取り巻く現状

急速な少子高齢化の進行による**人口構造のひずみ**

- ・労働力人口の減少や社会保障負担の増加
- ・地域社会の活力低下など

社会経済に深刻な影響

子ども・家庭を取り巻く現状

- ・核家族化や就労形態の多様化
- ・IT技術の向上
- ・貧困の連鎖
- ・児童虐待の深刻化
- ・地域コミュニティの希薄化など

環境が日々大きく変化

こうした状況から、
子どもを産み育て、喜びが実感できる社会の実現
次世代の子どもたちが未来を生きぬく力を身に付けることができる社会の構築など
子育て・子育てを**社会全体で支援**していくことが課題

社会状況の変化の中

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現

平成 24 年 8 月 制定

子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

湖南省子ども・子育て未来会議

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

子ども・子育て支援事業計画について

すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、社会が一体となって子ども・子育て支援を推進していく、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画。

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載することとなっている。

・計画の期間

5か年(第2期 令和2年度から令和6年度)令和4年度末に量の見込みの中間見直しを行う予定。

●第2期計画ニーズ調査(平成30年12月実施)

「量の見込み(子育て支援に関するサービスの利用状況+利用希望)」の把握を行うために、湖南省在住の就学前児童の保護者、小学生児童の保護者から無作為に抽出し実施

就学前児童の保護者 配布 2,000 有効回答数 878 有効回答率 43.9%

小学生児童の保護者 配布 1,000 有効回答数 447 有効回答率 44.7%

市の状況やニーズ調査の結果等により、子ども・子育て未来会議で審議

「すべての子どもの健やかな育ちを保障するまち湖南省をめざして」を本市計画の基本理念とし、8つの視点から3つの基本方針(12の施策の方向性)で計画素案作成

- ・第1章 計画の策定にあたって
- ・第2章 湖南省の現状及び課題
- ・第3章 計画の基本理念、基本方針
- ・第4章 施策の展開
- ・第5章 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策
- ・第6章 計画の推進

パブリックコメントの実施

(市民に計画の素案を公表し、それに対して意見や課題、問題点、情報をいただく)

第2期 子ども・子育て支援事業計画策定(令和2年3月)

8つの視点

- ・子どもの視点 ・次世代の親づくりという視点 ・サービス利用者の視点 ・市民全体で支え合う視点
- ・仕事を生活の調和の実現の視点 ・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ・すべての子どもと家庭への支援の視点 ・湖南省らしさの視点

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]

すべての子どもの健やかな育ちを保障するまち 湖南省をめざして

1 みんなで支える
湖南省の子ども
と子育て

(1) 親育ち・親のサポート

(2) 仕事と育児の両立支援

(3) 地域で支える子育て

(4) 子育てにおける多様なニーズへの支援

2 多様なニーズに
応える子育て
支援

(1) 教育・保育の充実

(2) 人材の確保と育成・資質の向上

(3) 特別な支援を必要とする児童へのサポート

(4) 多様な子育て支援の充実

3 子どもと子育て
をとりまく環境
づくり

(1) 子育て世帯に対する切れ目のない支援

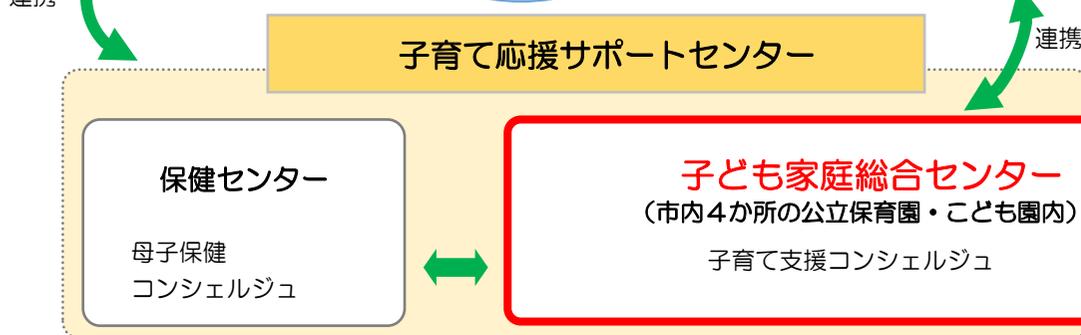
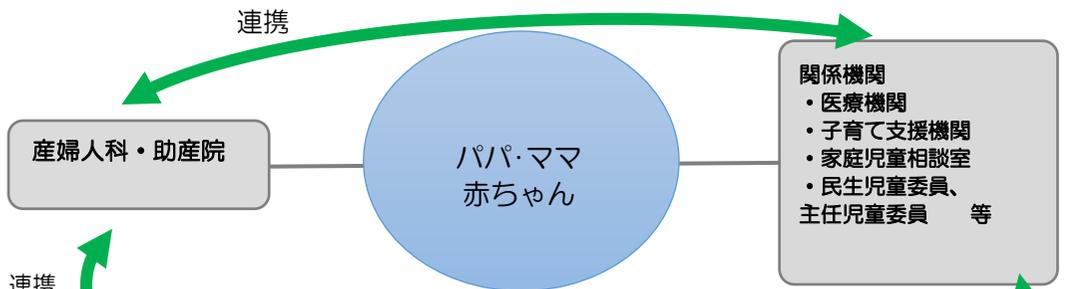
(2) 男女がともに担う子育て

(3) 児童生徒・若者の育成

(4) 安心・安全な子育て環境

子育て応援サポートセンター及び子ども家庭総合支援拠点について

資料3



※児童虐待防止への取り組みの推進

子ども家庭総合支援拠点

- 関係機関との連絡調整
・支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
・一時保護または措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援

- 子ども家庭支援全般に係る業務
・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

- #### 家庭児童相談室
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて行う指導

要保護児童対策地域協議会

○湖南省子ども家庭総合支援拠点設置要綱

- (趣旨)
…市内に居住する子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関する**実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等を行う**…
- (業務内容)
…**要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務…関係機関との連絡調整**

保健機関、医療機関、地域子育て支援拠点、児童館、保育園・幼稚園・こども園、利用者支援機関、学校・教育委員会、民生児童委員、民間団体、里親、乳児院、児童相談所、児童養護施設、弁護士会、児童心理治療施設、警察

- 関係機関が情報を共有し、連携して対応

○湖南省子ども家庭総合センター設置及び事業実施要綱

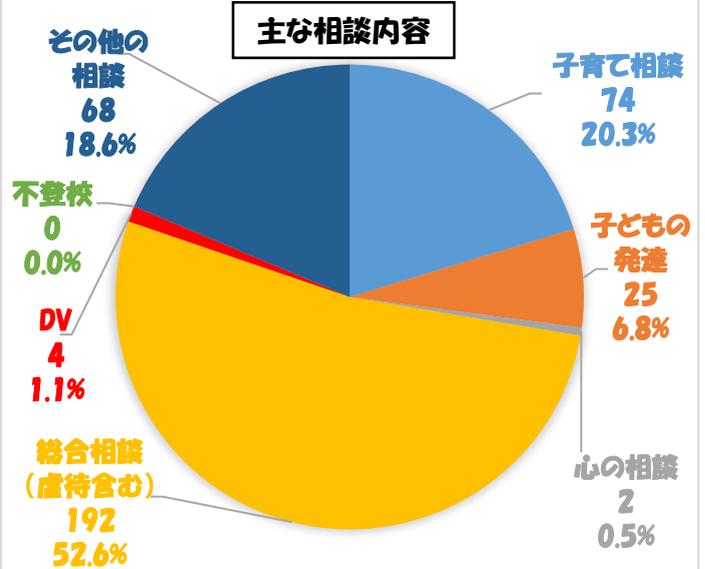
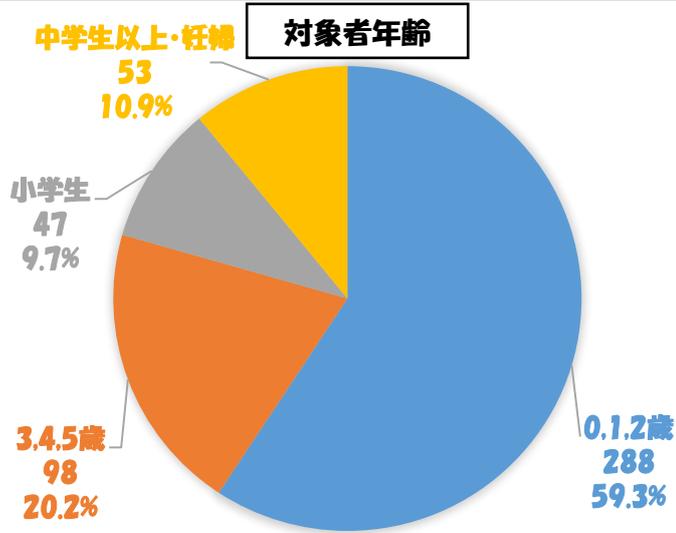
- (目的)
第1条 この告示は、市内各中学校区に**子育て相談支援機関**として湖南省子ども家庭総合センター(以下「センター」という。)を設置し、**さまざまな悩みを抱える子育て家庭及び妊産婦に寄り添い、面談、家庭訪問等を通じて、継続的かつ包括的に子ども及び家庭を支援することを目的とする。**

妊娠前	妊娠期	出産	産後	子育て
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に関する相談普及啓発 ・中学校での保育学習 ・小中学校での 	<h4>産前・産後サポート事業</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦訪問 ・ママパパ教室 ・ベビースマイル(子育て相談) ・もぐもぐ教室(離乳食教室) 	<h4>子育て支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・各種子育て支援事業の利用支援(案内・アフターフォローなど) ・子育て家庭のニーズの把握と情報発信 ・訪問指導、育児相談 	<h4>産後ケア事業</h4> <p>ショートステイ/デイサービス 乳房ケア訪問</p>	
特定不妊治療費の助成	母子健康手帳交付	新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	産後ケア事業	
成人の風しん予防接種費用助成	妊婦健診助成	1か月児健診・産婦健診助成	乳幼児健診・予防接種	
妊娠・赤ちゃんホットライン(子育てサポートセンター専用電話)				

※妊娠期から切れ目のない子育て支援

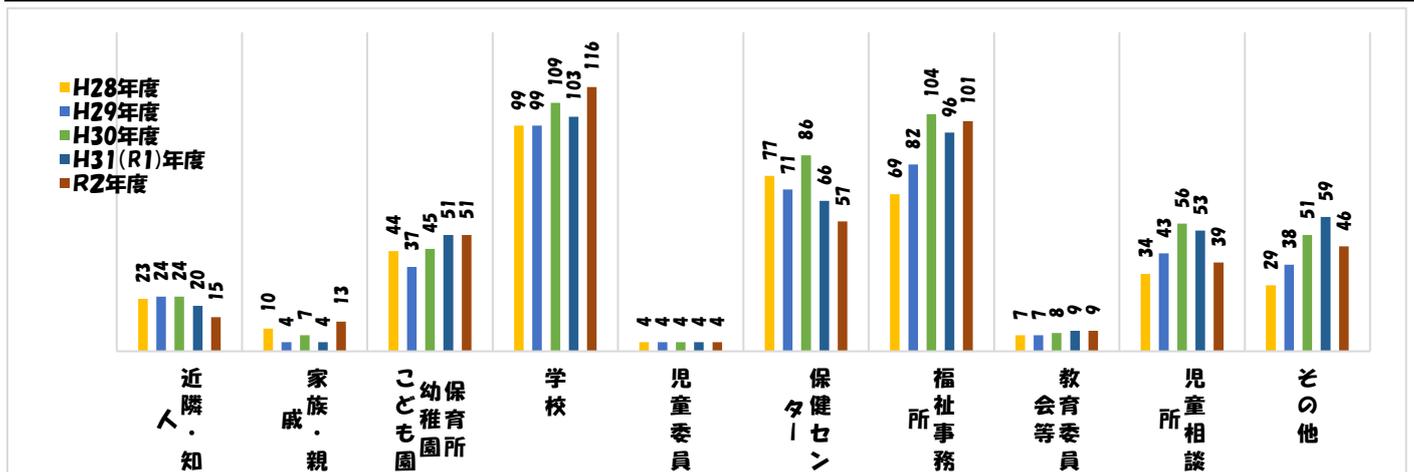
●R2年度子ども家庭総合センター相談件数（件）

対象者年齢(486件)				主な相談内容(365件)							相談形態(365件)		
0.1.2歳	3.4.5歳	小学生	中学生以上・妊婦	子育て相談	子どもの発達	心の相談	総合相談(虐待含む)	DV	不登校	その他の相談	電話	訪問	来所
288	98	47	53	74	25	2	192	4	0	68	91	148	126



●年度別児童虐待受付経路(人)

	受付経路										計
	近隣・知人	家族・親戚	幼稚園・保育所	学校	児童委員	保健センター	福祉事務所	教育委員会等	児童相談所	その他	
H28年度	23	10	44	99	4	77	69	7	34	29	396
H29年度	24	4	37	99	4	71	82	7	43	38	409
H30年度	24	7	45	109	4	86	104	8	56	51	494
H31(R1)年度	20	4	51	103	4	66	96	9	53	59	465
R2年度	15	13	51	116	4	57	101	9	39	46	451



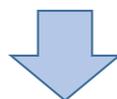
○認定こども園への移行について（岩根保育園）

資料4

令和3年度 岩根保育園 利用児童数

(単位:人)

施設名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	令和3年度
岩根保育園	定員	9	15	24	112			160
	児童数 (R3.7.1)	5	12	19	18	21	29	104



令和4年4月 岩根こども園 利用定員（案）

(単位:人)

施設名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
岩根こども園	定員	9	15	24	112			160
	1号定員	—	—	—	8	8	8	24
	2.3号定員	9	15	24	28	30	30	136

第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画において、保護者の就労等の事情に関わらず、教育・保育の一体的な提供と、待機児童解消のために身近な地域において利用できる認定こども園の普及を推進していくことが明記されています。

～ 第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画抜粋 ～

P113 第5章 子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策 5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

湖南省では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもった認定こども園への移行や幼稚園による長時間の預かり保育の支援に取り組み、より質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

P93 同章 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

【今後の方向性】

～略～

石部保育園及び岩根保育園については、幼保連携型認定こども園へと移行し地域の1号ニーズも踏まえながら2・3号定員の増加を行っていきます。

また、民間の運営手法を生かしながら、多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応し、計画的に施設整備を行い、待機児童解消とともに保育サービスの拡充を図っていきます。

○民営化実施後の幼稚園・保育園について

保育園等民営化園整備スケジュール・定員

	定員 (単位：人)		2021年度（令和3年度）												2022年度（令和4年度）												2023年度（令和5年度）												2024年度（令和6年度）											
	整備前	整備後	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
阿星あかつき保育園 (社会福祉法人あかつき会)	110	120	整備工事												解体工事																																			
			こども園認可申請												新園舎（認定こども園）で開園予定																																			
三雲くじら保育園 (社会福祉法人くじら)	160	140	整備工事												解体工事																																			
															新園舎（保育園）で開園予定																																			
京進のほいくえん HOPPA湖南水戸 (株式会社HOPPA)	110	100 ～ 120	協議												整備工事												新園舎（保育園）で開園予定																							
			R4年度予算要求																																															
京進のようちえん HOPPA石部 (社会福祉法人こころざし)	100	120 ～ 140													協議												既存園舎解体後整備工事												新園舎（認定こども園）で開園予定											
															R5年度予算要求												こども園認可申請																							
京進のようちえん HOPPA石部南 (社会福祉法人こころざし)	70	—	平成9年建築のため建替え予定なし												HOPPA石部建替工事に先立ちHOPPA石部と統合(HOPPA石部南園舎にて就学前教育を実施)																																			
菩提寺くじらこども園 (社会福祉法人くじら)	140	—	平成9年建築のため建替え予定なし																																															

令和4年度からの京進のようちえんHOPPA石部南の定員： 100人（3歳：30人、4歳：35人、5歳：35人）

※京進のようちえんHOPPA石部児童数： 62人（3歳：11人、4歳：17人、5歳：34人）

※京進のようちえんHOPPA石部南児童数： 39人（3歳：8人、4歳：13人、5歳：18人）

（令和3年7月1日現在）

(仮) 認定こども園 阿星あかつき保育園

- 1 建物の構造 木造 平屋建
 2 建物の延べ面積 874.52㎡
 3 整備計画

区 分	室 数	面 積
乳 児 室	4	66.8㎡
ほ ふ く 室	2	63.18㎡
保 育 室	8	250.13㎡
遊 戯 室	1	132.68㎡
調 理 室	1	56.86㎡
医 務 室	1	4.51㎡
一時預かり保育室	1	43.33㎡
そ の 他		257.03㎡
計		874.52㎡

令和3年4月 利用児童数 (人)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2号、3号	4	15	13	24	28	24	108

令和4年4月 利用定員 (人)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	—			5	5	5	15
2号、3号	11	14	20	20	20	20	105

三雲くじら保育園

- 1 建物の構造 鉄骨造 2階建
 2 建物の延べ面積 826㎡
 3 整備計画

区 分	室 数	面 積
乳 児 室	1	49.84㎡
ほ ふ く 室	1	89.49㎡
保 育 室	4	237.44㎡
調 理 室	1	79.71㎡
医 務 室	1	4㎡
そ の 他		365.52㎡
計		826㎡

令和3年4月 利用園児数 (人)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2号、3号	4	19	22	19	33	39	136

令和4年4月 利用定員 (人)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2号、3号	9	20	21	30	30	30	140

アンケート調査の実施について

●平成30年12月に子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施
国の指針に基づく設問等により、**子育て支援に関するサービスの利用状況**や**今後の利用希望の把握**

- (1) 子どもと家族の状況について
- (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について
- (4) 病気などの際の対応について
- (5) 一時預かりなどの利用状況について
- (6) 小学校就学後の過ごし方について
- (7) 育児休業制度の利用について
- (8) 相談の状況について
- (9) 子育て全般について

※主に子育て施策を**充実(量の見込みと提供)**させていくための調査

**子育て施策の質の向上、必要な家庭に必要な子育て施策の提供に
繋げていくためのアンケート調査の実施(令和3年中に実施予定)**

・Webによるアンケート調査を実施予定(※アンケート用紙での回答可)

市ホームページ、タウンメール、幼稚園・保育園・こども園・小学校等を通じアンケートの実施について周知

●アンケート調査対象家庭(同区分での対象児童が複数おられる場合は一番下の子どもについて回答)

- ・未就学児童の家庭
- ・小学校児童(学童)の家庭
- ・その他の家庭等(これから子育てをする家庭、子育てを経験をした家庭、子育てに関心のある人等)

※その他の家庭等については自由記述中心でご意見等をいただく

●各委員から、設問内容の案やご意見等をいただきたい

・期限:8月31日(火) ※別紙様式により電子メールまたはFAX(持参・郵送可)

- 例
- ・子どもは家で幼稚園や保育園、こども園、学童保育所に行くことを楽しみにしていますか。
 - ・長期休みのみの学童保育所(または同種の事業)があれば利用したいですか。
 - ・家族で会話をしていますか。・子どもの話を聞けていますか。